

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	平成18年度 上田市行財政改革推進委員会 組織・情報部会
2	日時	平成18年 10月 10日(火) 午後 1時 30分から 4時 00分まで
3	会場	上田市役所 南庁舎5階 第3~5会議室
4	出席者	久保木委員(部会長) 林委員(副部会長) 森田委員(副部会長) 小池委員、小宮山委員、高橋委員、西沢委員、花岡委員
5	市側出席者	(事務局) 金子行政改革推進室長、宮沢係長、久保田係長、小山主査
6	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
7	傍聴者	3人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	18年 10月 11日

協議事項等

1	開 会 (久保木部会長)	
2	議事	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 議事録の見方</p> <p>A委員 . . .</p> <p>L B委員(事務局) . . .</p> <p>. . . A委員の意見に対するB委員の意見等 (事務局の説明回答など)</p> </div>
	(1) 前回の会議録について (事務局)	
	『重点項目(民間の経営感覚の考え方)としての数値目標について、次のとおり意見の変更を求められました』	
	委員 小さな市をつくるという考え方でいけば、国で示されている職員数の4.6%純減では間に合わないのではないか。もっと目標値を上げなくてはいけないのではないか。また、職員の行動指針や姿勢については大綱ではなく中分類の一つとして入れたらどうか。	
	L 事務局 個別に確認させていただき修正後に公表する。	
	(2) 部会の進め方について	
	・関係部局へのヒアリングについて事務局より以下のとおり提案し了解を得る。	
	『関係部局(部長・課長)へのヒアリングは正・副部会長及び希望者で実施させていただくので、意見等があれば前もって出させていただき反映させる』	
	『部会長より部会の内訳、まとめ方、ヒアリングの計画について確認事項があり次のとおり事務局より回答する』	
	【部会の内訳】	
	L 事務局 組織について、情報について、まとめの3回を予定している。	
	【まとめ方】	
	L 事務局 正副部会長、委員長で取りまとめて、部会へ提示し、全体会へ出していく。(2段階で提示する)	
	【組織ヒアリングの計画】	
	L 事務局 組織については、行政改革推進室が担当であるので省略とし、情報の関係は、情報推進課へヒアリングする。このほか、個々の施設や組織については、議論の中で候補を出してもらっても良い。	
	(3) 具体的検討	
	【組織改革について】	
	『基本的な考え方を具体的な組織の変更案により事務局より説明する』	
	『委員からはスタッフ制について、組織の改革の前に市役所と民間との役割分担を検討すること、地域振興(地域協議会)についての意見が出された』	
	委員 スタッフ職とは。	
	L 事務局 例えば、特定の事務を処理する主幹をスタッフとして言っている。	

- Ｌ委員 ラインとスタッフという考え方があり、ライン（部長-課長-係長・・・）はピラミッドの縦の組織で、役所はラインの組織ではないか。最近になって、行政でも収納対策の推進参事や政策主幹などラインにおさまらない職務を試みている。また、新たな部署がつかれない中での職位としても位置付けされているのではないか。
- Ｌ委員 組織の中の課長補佐とどういう違いがあるのか。
- Ｌ委員 旧上田市において主幹を置いたが実際にはうまくいかなかったようだ。役所の中でその役割を整理しないといけないのではないか。
- Ｌ委員 行政課題に即したテーマを戦略的に担う組織づくりとして、課長級ポストをつくり、一元的に情報を集約してライン組織をコントロールするのがスタッフではないか。
- Ｌ委員 基本的には権限が無く、権限を持たせるとポストを増やすことにつながってしまう。
- Ｌ委員 権限は無いが権能はある。
- Ｌ委員 実行部隊とお目付けという感じではないか。
- Ｌ委員 審議会を社内に置くようなイメージではないか。
- Ｌ委員 権限の無いスタッフでは実効性に乏しい。国の場合もスタッフは権限のある課長などをまとめていく。
- Ｌ委員 中央省庁でいう大臣官房などはスタッフ職であるが、大臣の意見を取りまとめることできる。
- 委員 上田市としては組織を拡充する方向でいるのか、改革して縮小の方向でいるのか。財政面で組織を拡充することはできるのか。住民サービスを考えると自治センターの業務に本庁と同じ業務を担う組織が必要となってくるが、建設課や農林課などは自治センターに必要かどうか。市民の意向を反映するのであれば、組織を拡充する方向に向かうのではないか。
- Ｌ委員 地域の活性化をするためにも地域自治センターに残す事務もある。真田地域で実施している「特色ある地域づくり事業」は地域振興課に残すべきだ。会計事務も残しておいたほうが良いのではないか。
- Ｌ事務局 市民に直接関係ない事務や伝票を検査するような会計事務、全市で統一的な目で見たいほうが効率的な事務（遊休地対策など）や契約事務などは内部処理事務として集約しても良いのではないか。分権自治を推進する組織として、地域自治センター長に権限を与え、地域振興に要する事務を充実させる。また、旧役場庁舎を地域振興の拠点として有効活用できないかを検討したい。
- 委員 小さな市にすることだけを出発点とするのではなく、合併により多様な地域が存在しており、財政面だけを見ると庁内集約だが、地域振興を考えると地域自治センターには地域に根付いたものが残っている。何を残し、何を集約するのか、地域自治センターを対象としてヒアリングを実施したい。
- 委員 現在の状況がわからない中で、大綱としてどこまで議論すべきか。
- Ｌ部会長 考え方のみを議論すべきであるが、文言だけではわかりづらいので事務局で例を挙げていただいた。
- 委員 観光については、新市のデザインブランドがない。市役所の戦略本部でデザインプランをたてても、現実的に実行できるか疑問だ。
- Ｌ委員 行政の果たす観光の役割と民間の役割の議論が無いまま組織を変えても無理がある。
- Ｌ委員 観光の拠点は各地域自治センターでも良いのではないか。それぞれの地域に独自性があり、マネジメントするのは地域自治センターではないか。本庁と各地域自治センターがつながるようなイメージがほしい。
- Ｌ委員 市としてどのようなサポートや役割分担をするのか見直すことが必要だ。
- Ｌ委員 戦略を考えることは良いことだ。
- 委員 共通的な事務の集約は進めるべきだ。地域自治センターの業務については、課として残すのではなく、担当者を置き、市民対応ができれば良いのではないか。
- 委員 合併協定で地域自治センターの事務事業はどういう扱いとなっているか。
- Ｌ事務局 市民サービスに直結するような事務は利便性の向上を考え、地域自治センターに残す。

結果として7割の事務が地域自治センターに残る。

Ｌ委員 地域自治センターのヒアリングにより合併後の状況を聞いたほうが良い。

Ｌ委員 契約行為にしても、契約額の多寡や種類により基準があるようだ。

委員 本庁のスリム化もある。地域内分権で地域自治センターの役割も変わってくる。定型的な事務は標準化し集約をする一方で、まちづくりの活動拠点や地域振興（地域協議会）については、拡充することが望ましい。

委員 旧上田市の合併はどうだったか。

Ｌ委員 対等合併と吸収合併の違いであり、旧上田市は吸収合併であった。

委員 地域協議会の位置づけはどうか。

Ｌ事務局 行政委員会の一つで、審議会としての扱いである。市長から諮問があり、答申をいただく。自治センター条例により設置されている。

Ｌ委員 運用の中で実際の権能が決められていくのではないか。

Ｌ委員 旧 3 町村の地域協議会と旧上田市におく地域協議会のあり方も地域ごとに違っていても良い。今後、連絡会などを設けてより良いあり方を模索していけばどうか。

Ｌ委員 観光戦略など分野ごとに地域協議会へ諮ることも必要ではないか。

Ｌ委員 現在、総合計画について議論されており、各地域の計画についても今後検討される。地域予算についても諮問されても良い。

【民間活力の活用・指定管理者制度の活用について】

『民間活力活用・指定管理者制度の基本的な考え方を事務局より説明する』

『委員からはNPOとの協働について、民間委託等をする場合のルール作りについての意見が出された』

部会長 新たに具体的な施設が列挙されているが答申にあたり載せても良いのか。

Ｌ事務局 答申に載せていただきたい。

委員 民間活力の活用指針の策定は良いが、提案公募型民間委託の制度は検討するのではなく策定してほしい。

Ｌ委員 現在の社会現象となっている民間委託の失敗事例からも民間活力の活用指針は策定してもらいたい。

委員 NPO活動において、行政とNPOとの経営的な概念や事業運営の価値観が違う。収益をあげることにしても価値判断が行政とは違う。行政との協働を図る上で統一されていないとうまくいかない。

委員 施設の建設は市で行い、運営は指定管理者が行う。経営感覚の無い団体が指定管理者となった場合はどうか。どこまで運営できるのかを見極めることが必要だ。いったん収益が上がらないと難しいこともある。

Ｌ委員 施設の目的にそって運営しているかが重要であり、施設の委託管理のルール作りが必要だ。

委員 民間委託の具体的な取組みが挙がっているが、その根拠がないため判断しかねる。

Ｌ委員 メリット、デメリットについて説明がほしい。例えば、地産地消などを考えれば給食業務は簡単に民間委託すべきではないし、そのメリット等がほしい。

Ｌ委員 給食や保育園などは、経営が難しくなると利用料金やサービスに反映されることもある。

Ｌ委員 保育園などは判断基準が必要ではないか。拙速な民間委託は違法であるという判決も出ているし、保育サービスについては自治体のチェックが必要でルール作りが大切だ。

委員 ルール作りが必要だからこそ民間活力の活用指針をしっかりとしたもの策定しなければいけない。過去の例として、社会福祉協議会が民間で実施していない事業を行ってきたが、今日では、民間でも実施しているため社会福祉協議会は撤退した事例もある。民間でしかできないことは民間でやり、役所には、役所でしかできないことをすべきだ。指定管理者についてもルール作りが大切であり、常に見直しをしていくべきだ。

- 委員 指定管理者で運営できなくなった場合、行政がどうサポートするかが必要だ。
- 委員 民間活力、民営化、民間移譲、指定管理者という言葉があるがどう違うのか。また、責任の所在なども違ってくるのか。
- Ｌ事務局 業務の一部を民間に任せることを「委託」。公の施設を民間で管理運営してもらうことを「指定管理者」(最終的な責任は行政にある)。公の施設を民間に移管(経営の移譲)することを「民間移譲」(民営化)。
- 委員 民間委託などの具体的な取組の事例は、委員会で審議しなくても現在の市役所でもできるのではないか。(例：職員研修業務、市税等の納付書発送業務、市道パトロール業務など)
- Ｌ事務局 例えば、給食センター業務の委託などは、市民に直接関係することであり、市民に相談しなければできないこともあるので一概には実施することはできない。
- 委員 例えば、職員研修業務は民間のコンサルタントへ、会計業務はビジネスセンターへ、窓口業務も民間へとそれぞれ委託できるのではないか。
- 委員 市民レベルで平等に享受するようなサービス(子育て、福祉、教育など)は行政が管理し、対価を払ってでもやりたいことや新たなものをつくることなどの個別要望は民営化したほうが良い。例えば、情報技術の指導などは行政よりも優れた提案が民間でできる。
- Ｌ委員 等しくサービスを行うとすると役所が肥大化してしまう。民間でできることは民間で実施する。役所がしなくても良いことがある。国でも規制緩和によりルール化してきている。ただし、公共性の維持などのルールが必要だ。
- Ｌ委員 財政や定員などの問題もある。民間活力の導入として、例えば、建設関係の用地交渉は民間の方が得意とすることではないか。
- 部会長 今後、民間活力の活用指針の内容を議論したい。施設の管理を公募する場合やその施設の公共性なども考慮に入れたい。場合によっては、市が責任を持って選定することも必要な施設もあるのではないか。

< 次回検討事項等 >

民間活力の活用指針の基準 (他市の例を参考として)
 市場化テストについて
 外郭団体の基準

次回：第2回組織・情報部会・・・10月17日(火)13:30～ 本庁舎 大会議室